◇**法人税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五一号）（財務省）

1　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　支配関係及び完全支配関係となる関係を定める。（第四条の二関係）

㈡　連結法人の間の取引の損益の調整制度を完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整制度に改組し、譲渡法人において譲渡利益額又は譲渡損失額につき益金の額又は損金の額に算入することとなる譲受法人における譲渡損益調整資産の譲渡等の事由等について所要の整備を行う。（第一二二条の一四、第一五五条の四関係）

㈢　完全支配関係がある他の法人から受贈益を受け、又は完全支配関係がある他の法人に寄附金を支出した法人の株主が有する当該法人の株式の帳簿価額及び当該株主の利益積立金額の調整計算を定める。（第九条、第九条の二、第一一九条の三、第一一九条の四関係）

㈣　完全支配関係がある法人の間の資本関連取引

(1)　適格現物分配により資産の移転を受ける被現物分配法人の当該資産の取得価額及び増加する利益積立金額を定める。（第九条、第一二三条の六関係）

(2)　内国法人が、その有する株式を発行した他の内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係があるものからみなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合等には、資本金等の額を減算することとし、その減算する金額の計算の方法を定める。（第八条関係）

(3)　合併、分割又は株式交換で、対価が交付されないものが行われた場合の適格要件、資本金等の額の計算及び被合併法人等又は合併法人等の株主の有する株式の帳簿価額の計算を定める。（第四条の三、第八条、第一一九条の三関係）

㈤　中小企業者等の軽減税率について、その適用の対象から除外される相互会社に準ずるものによる完全支配関係がある法人につき、その相互会社に準ずるものを定める。（第一三九条の六の二関係）

㈥　連結納税制度

(1)　連結欠損金の繰越し制度について、連結所得の金額から控除する連結欠損金額の個別帰属額の計算等の細目を定める。（第一五五条の二一関係）

(2)　連結法人株式の譲渡等に伴う連結個別利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について、連結法人株式を発行した連結法人にみなし配当の額が生ずる基因となる事由が生ずる場合には既修正等額を戻し入れる。（第九条関係）

(3)　連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う時価評価の対象となる資産等について、支配日以後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産等を除外する。（第一四条の八、第一二二条の一二関係）

2　資本に関係する取引等に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。

㈠　自己株式の取得が行われることが予定されている株式を取得したものとして受取配当等の益金不算入制度を適用されないこととされる配当等の額の範囲を定める。（第二〇条の二、第二二条の四、第一五五条の七の二関係）

㈡　適格合併に該当しない合併による抱合株式に交付されるべき資産等の価額と抱合株式の帳簿価額（みなし配当の額を含む。）との差額について資本金等の額を調整する。（第八条関係）

㈢　法人が解散した場合で、かつ、残余財産がないと見込まれるときにおいて損金の額に算入される繰越欠損金額の範囲を定める。（第一一八条、第一五五条の二関係）

㈣　その他

(1)　支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度及び特定資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、その適用の対象から除外される継続して支配関係がある場合の関係の細目を定めるとともに、その適格組織再編成等が事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資又は適格現物分配である場合に制限の対象となる欠損金額及び譲渡等損失額を移転資産の価額に応じた金額とすることができる特例を設ける。（第一一二条、第一一三条、第一二三条の八、第一二三条の九、第一五五条の一九、第一五五条の二〇関係）

(2)　適格分割型分割が行われた場合の分割承継法人の増加する資本金等の額は、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の直前の資本金等の額に基づき算出する。なお、適格合併が行われた場合についても同様とする。（第八条、第九条の二関係）

(3)　短期売買商品、売買目的有価証券、空売り等に係る契約、デリバティブ取引に係る契約、繰延ヘッジ処理若しくは時価ヘッジ処理の対象となる資産等又は外貨建資産等を適格分社型分割等により移転を受けた場合の処理等の細目を定める。（第一一八条の八、第一一九条の一五～第一二〇条、第一二一条の五、第一二一条の一一、第一二二条の八関係）

3　受取配当等の益金不算入制度について、負債利子控除の計算に関する簡便法の基準年度を平成二二年四月一日から平成二四年三月三一日までに開始する各事業年度とすることとした。（第二二条関係）

4　保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約等の範囲について明確化を図ることとした。（第二一条、第八四条、第一七七条、第一八三条、第一八八条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**相続税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五二号）（財務省）

1　相続等により取得したとみなされる保険金に係る生命保険契約等の範囲を定めることとした。（第一条の二関係）

2　終身定期金に関する権利の評価に係る余命年数を定めることとした。（第五条の七関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**地価税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五三号）（財務省）

1　同族会社等の行為又は計算の否認等に係る特殊関係者の範囲について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二二条関係）

2　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇**消費税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五四号）（財務省）

1　資金決済に関する法律の制定に伴い、消費税が非課税とされる物品切手に類するものの範囲について所要の整備を行うこととした。（第一一条関係）

2　特定輸出貨物に係る指定保税地域等相互間の運送について、消費税が免税とされる輸出類似取引の範囲に加えることとした。（第一七条関係）

3　調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における事業者免税点制度の適用の細目等を定めることとした。（第二〇条の三及び第二五条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**印紙税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五五号）（財務省）

1　保険証券に該当しない書面を交付する保険契約の範囲を定めることとした。（第二七条の二関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第五六号）（財務省）

1　国税の滞納処分による差押えが禁止される社会保険制度に基づく退職手当等の対象に新たに支給されることとなる特例老齢農林一時金を加えることとした。（第三五条関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。